

令和 8 (2026) 年度海外インフルエンサーを活用したいいちごオーナー体験等による県産農産物及び農村の魅力発信事業委託業務に係る質問内容及び回答について

令和 8 (2026) 年 7 月 3 日現在

No.	仕様書 該当箇所	質問内容	回答
1	1	<p>① SNS 成果について</p> <p>本事業では SNS 投稿回数等は示されていますが、県として重視する成果指標</p> <p>(例：リーチ数、エンゲージメント率、動画再生数、台湾国内での認知向上等) がございましたら、ご教示ください。</p>	<p>具体的な成果指標は定めていませんが、台湾国内での一般消費者に対し、栃木県産のいちごを始めとした農産物の購入や本県農村地域への誘客の促進に向け、訴求力の高い情報発信を重視します。</p>
2	3 (2) 3 (3)	<p>② 招へいとして 2 泊 3 日とのことですが、その 2 泊 3 日の中で、オーナー体験、定植イベント、収穫イベント、のすべてをする、という認識で間違いありませんか。また、一般オーナーは日帰りで、とのことなので、上記体験及びイベント、そして栃木県ならではの体験、すべて同日に行う、ということになりますがその認識で間違いありませんか。</p>	<p>いちごの定植は 9 月頃であり、収穫開始は 12 月以降となることから、インフルエンサーの 2 泊 3 日の滞在は収穫イベントに合わせて行い、それとは別に定植イベントを行うことを想定しています。</p> <p>また、一般オーナーは収穫イベント及び定植イベントに日帰りで参加してもらうことを想定しています。</p> <p>加えて、いちごオーナー体験とは、いちごの命名や、いちご定植イベント、いちご収穫イベント、いちご又は県産農産物を使った加工品の宅配までの一連した取組を総称しています。</p>

3	3(3)ア	<p>③ オーナー体験、定植・収穫イベントについて費用の発生はありますでしょうか。</p>	<p>いちごオーナー体験の受入農家との調整に係る報償費や会場費、オーナーの印となる装飾の費用等の支払いは受託する者が実施することを想定しています。</p> <p>なお、いちごオーナー体験の受入農家の選定は県が実施します。</p>
4	3(2)	<p>④ 一般オーナーの募集方法について、一般オーナー（首都圏在住台湾人）の募集について、受託者独自のコミュニティやネットワークを活用した募集・選定は可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	3(7)	<p>⑤ 独自提案の範囲について、仕様書に記載の独自提案について、事業目的の達成に資する内容であれば、SNS 発信後の二次活用施策（多言語記事化、県による継続活用、外国人コミュニティ向け情報発信等）も提案対象として差し支えないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	3(3)オ	<p>⑥ 被招へい者について、「対象国：台湾」とありますが、日本在住の台湾人インフルエンサーであっても、台湾国内への情報発信力やフォロワー属性等、本事業の目的を十分達成できる場合は対象として差し支えないでしょうか。</p>	<p>収穫体験イベント後に、いちご又は県産農産物を使った加工品について、台湾のインフルエンサーに宅配した後、その様子を台湾現地でインフルエンサーが発信することを想定しているため、台湾在住のインフルエンサーを基本とします。</p>